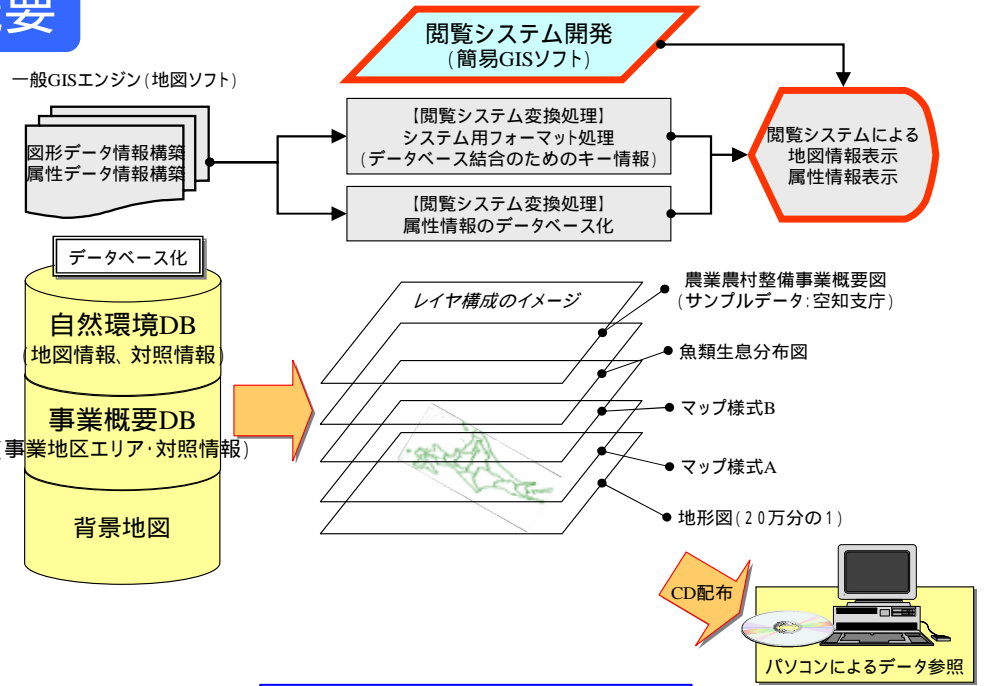


自然環境に配慮した農業農村整備事業実施のための環境情報マップ

環境情報マップの概要

土地改良法の改正により、「環境との調和に配慮」することが事業実施の原則として位置付けられました。地域の自然環境に配慮しながら農業農村整備事業を実施していくためには、事業の計画段階から効率的に地域の自然環境を把握することが重要となります。そのためには、各地域で策定された田園環境整備マスタープランを基本とし、事業計画地区及び周辺地域の自然環境に係る既存の文献や環境関係法令に関する項目等について再確認することが重要です。

環境情報マップは、このような現状に対応するために平成7年度に作成した農業農村整備事業環境情報マップの電子ファイル化と閲覧可能なシステム化を図ったものです。



画面の拡大・縮小 スクロール操作ができます。

閲覧したい情報を選択します。

選択した支庁を含むエリアを表示します。

環境情報マップシステム

The screenshots show the user interface of the environmental information map system. The top screenshot shows a map with a callout: '閲覧したい支庁を選択します。' (Select the prefecture you want to view). The middle screenshot shows a list of selected municipalities with a callout: '閲覧したい情報を 選択します。' (Select the information you want to view). The bottom screenshot shows a detailed view of a selected area with a callout: '選択したエリアの 属性情報を表示します。' (Display the attribute information of the selected area). The interface includes a map, a list of municipalities, a list of information items, and a legend on the right side.